総務委員会　会議録

日　時　　令和４年３月１１日（金曜日）　　午前９時４６分～午前１０時２９分
場　所　　臼杵庁舎２階　第１委員会室

出席委員の氏名

委員長　大塚　州章　　副委員長　伊藤　淳　　委　員　河野　巧
委　員　奥田富美子　　委　員　吉岡　勲　　委　員　匹田　郁

欠席委員の氏名

（　な　し　）

説明のため出席した者の職氏名

総務課長　柴田　監　　秘書・総合政策課長　安東　信二
消防長　亀井　英樹　　消防本部総務課長　小野加寿男

出席した事務局職員の職氏名

書記　後藤　秀隆

傍聴者

（　な　し　）

会議に付した事件及び審査結果

＜審査議案＞

番　　号	件　　名	協議結果
第４号	臼杵市行政組織条例等の一部改正について	原案可決
第５号	臼杵市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
第６号	臼杵市大学生奨学資金に関する条例等の一部改正について	原案可決
第７号	臼杵市個人情報保護条例等の一部改正について	原案可決
第１３号	臼杵市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
第１５号	臼津広域連合規約の変更について	原案可決

午前９時４６分　開議

○委員長（大塚州章）

ただ今から総務委員会を開催します。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、３０分ごとに換気をしますので、ご了承いただきたいと思います。マスク着用を徹底してお願いします。それでは、総務課所管の第４号議案から入ります。お手元の次第にそって、審査を行います。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田　監）

それでは私のほうから、総務課所管の議案説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

（　付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（河野　巧）

一昨日、一般質問させてもらった件ですけれども、地域公共交通は、この地域力創生課の中に入るのでしょうか。

◎総務課長（柴田　監）

河野委員の質問にお答えします。公共交通に関しましては、今までどおり秘書・総合政策課で対応させていただく予定です。

○委員長（大塚州章）

他にありませんか。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第４号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。

よって、第４号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に第５号議案「臼杵市職員の福祉休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田　監）

第５号議案「臼杵市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げま

す。議案書については６ページ、新旧対照表については５ページをお開きください。

（　付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

休憩します。

午前９時５３分　休憩

午前９時５４分　再開

○委員長（大塚州章）

再開します。

◎総務課長（柴田　監）

先ほど説明の中で、私が言い間違えた部分がありますので、新たに説明をさせていただきます。第２４条を新設することで、職員から妊娠または出産等についての申し出があった場合は、育児休業に関する制度等の事項の説明や、育児休業に係る意向を確認するということでございます。

○委員長（大塚州章）

休憩します。

午前９時５５分　休憩

午前９時５８分　再開

○委員長（大塚州章）

再開いたします。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（河野　巧）

会計年度任用職員もこれに準じるというお話だったと思うんですけれども、地域おこし協力隊の方は特別職になるんですか。それとも国の判断になるんでしょうか。

◎総務課長（柴田　監）

河野委員のご質問にお答えします。地域おこし協力隊についても、会計年度任用職員と同じ扱いで、採用された時から対象となります。

○委員長（大塚州章）

他にありませんか。

○委員（奥田富美子）

制度が整っていくのは、とても良いと思います。育児休業については、特に男性の取得率が低いというのが大分県全体でも課題になっていると思いますが、この改正で、もちろん取得する方が増えるとは思うんですけれど、以前と具体的に、もっと取りやすくなるという何かがありますか。

◎総務課長（柴田　監）

奥田委員の質問にお答えします。新たに相談体制とか、こちらから意向を聞くとか、そういうことは、制度として準備するんですけど、実際にはもう制度を整備する以前からそういうことは、実際に行っておりますので、それをしっかりと明文化するという形でございます。

特に若手の男性職員で、配偶者が妊娠したときに、届け出など特に行っていない方というのもいて、扶養に取るとか、そういう時になって初めて、子供ができましたというようなことがあって、それから急に育児休業っていうのがなかなか取れないので、内部の話ですけど、青年部等には、配偶者が妊娠して、例えば安定期に入ったとかという時には総務課のほうに事前に報告をしてくださいということと、総務課から本人も含めて所属長にも、そういう状況であるんで、できるだけ育児休業を取らせるように、という働きかけを進めております。

総務課内の話ですけど総務課職員１名、配偶者が出産ということで、４月から１ヶ月間、大変な時期ではあるんですけど育児休業を取るようにしております。

○委員長（大塚州章）

他にありますでしょうか。

○委員（河野　巧）

育児休業に関する件ですけれども、市の採用人事で、本当に出産が増えるのはありがたいと思うんですけども、育児休暇をとられることで、プラスで採用をお考えでしょうか。

◎総務課長（柴田　監）

河野委員の質問にお答えします。現状では、育児休業を取る人の代わりに新採用というのは考えておりません。どうしても必要であれば、会計年度任用職員等を採用する場合もあります。

一度職員を採用すると、４０年や４５年、ずっと雇用を続けるということになりますので、今後の人口減少等考えたときに、一時的なことで職員の採用を増やすというのが、今後の市役所運営に影響がありますので、現状では考えておりません。

○委員長（大塚州章）

他にありますでしょうか。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第５号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。

よって、第５号議案については原案の通り可決すべきものとして決しました。

次に、第６号議案「臼杵市大学生奨学金資金に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田　監）

それでは、第６号議案「臼杵市大学生奨学資金に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。議案書については８ページ、新旧対照表も８ページをお開きください。

（　付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（河野　巧）

改正後の第２条の４、この第２条は、それぞれすべてに該当しないと認定できないってことですが、今までの経済的理由により学習の支援が困難なものってあるんですけれども、特に収入がある一定程度あって、一般の奨学金借り入れも難しいっていう人もいるんですが、そういう時に、臼杵市のいう経済的理由による学習支援っていうのは、年収幾らというのは決まっていますか。

◎総務課長（柴田　監）

河野委員の質問にお答えします。ここで言う困難なものというのは、臼杵市の場合、所得金額が７４５万９，０００円でございます。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第６号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

ご異議なしと認めます。よって、第６号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。

次に、第７号議案「臼杵市個人情報保護条例等の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田　監）

それでは、第７号議案「臼杵市個人情報保護条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。議案書については９ページ、新旧対照表については１１ページをお開きください。

またお手元に配付させていただいておりますＡ４カラーのポンチ絵の方も併せてご覧いただきたいと思います。

（　付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（河野　巧）

特に個人情報を扱う市内の人っていうと、区長さんとか民生委員さんとかが、個人情報を市のほうから言われて高齢者の分を扱ったり、いろいろあると思うんですけど、そういうのは、特に変わりなく、この条例に変わっても、今までと変わらないということでよいでしょうか。

◎総務課長（柴田　監）

河野委員の質問にお答えします。区長や民生委員さんが使う個人情報につきましては、今の時点では、この下から２番目の黄色の矢印がついている部分が、この条例の中で規定されている扱いということでございますが、こちらが来年の４月から、一番上の個人情報保護に関する法律で扱われるということで、内容的にはほとんど変わりはございません。

○委員長（大塚州章）

委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代します。

（　委員長を伊藤副委員長に交代　）

○委員（大塚州章）

緑色の部分を先行しなきゃいけないので、この３月で条例改正しなければならないということですよね。

◎総務課長（柴田　監）

あとは、ＢＣの部分が廃止されることから、その法律を引用している部分の改正もあわせて行います。

○副委員長（伊藤　淳）

それでは委員長を交代します。

（　委員長を大塚委員長に交代　）

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第７号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

ご異議なしと認めます。よって、第７号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。

これで、総務課所管の議案の審査を終わります。

お疲れさまでした。

休憩いたします。

午前１０時１４分　休憩

午前１０時１９分　再開

○委員長（大塚州章）

再開いたします。

消防長が替わりましたので、ご挨拶いただいた後に審議を行いたいと思います。

消防長よろしくお願いします。

◎消防本部消防長（亀井英樹）

議員の皆様には、ご挨拶が遅くなっておりますけれども、本年１月１日に消防長に就任しました亀井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚州章）

それでは、消防本部総務課所管の議案の審査を行います。第１３号議案「臼杵市消防団団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎消防本部消防長（亀井英樹）

それでは消防本部総務課所管の第１３号議案「臼杵市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」担当の小野総務課長よりご説明させていただきます。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

それでは私のほうから説明させていただきます。議案書の１８ページと、新旧対照表の３４ページをあわせてご覧ください。

（　付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（河野　巧）

要は、担保と譲り渡し、差し押さえは、損害補償にならないってことなんですけれども、市税県税国税については同じなんでしょうか。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

今回の改正につきましては、年金に伴う改正になっております。市税等については、特段の規定はございませんので、差し押さえは出来ないと考えております。

○委員長（大塚州章）

他にありませんか。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第１３号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

ご異議なしと認めます。よって、第１３号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。

これで、消防本部総務課所管の議案の審査を終わります。お疲れました。

休憩いたします。

午前１０時２３分　休憩

午前１０時２４分　再開

○委員長（大塚州章）

再開いたします。

次に、秘書・総合政策課所管の議案審査を行います。第１５号議案「臼津広域連合規約の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

秘書･総合政策課より第１５号議案の説明を行います｡議案書の２１ページをご覧ください。

（　付議議案書に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第１５号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

ご異議なしと認めます。よって、第１５号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。

以上で、秘書・総合政策課の所管の議案の審査を終わります。

お疲れさまでした。

○委員長（大塚州章）

以上で総務委員会に付託されました議案６件の審査を終了いたします。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前１０時２９分　閉会

臼杵市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに記録を作成する。

令和４年３月１１日

臼杵市議会

総務委員会委員長　　大塚　州章